

# 小金井市議会基本条例 検証結果報告書

令和2（2020）年12月

小金井市議会 議会基本条例検証等協議会

## 【目次】

1 はじめに	2
2 検証の取組状況について	3
3 検証方法について	4
4 検証結果について	7
5 むすびに	19

## 1. はじめに

平成28年（2016年）8月に制定した小金井市議会基本条例（以下「条例」という。）は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする条例で、前文と8章25条の本則及び付則で構成される本市議会の最高規範である。

第24条の逐条解説には、「この条例が、目的を達成しているか否かを議会運営委員会で検証することとし、検証する時期については、定期的に行う検証と事態の変化に応じて必要に応じた検証を行うこと」が定められており、平成29年（2017年）3月の市議会改選後の任期において検証を行うものである。

本協議会では、条例に規定された各条文を検証し、議会自らが行う活動が条文の目的を達成しているのか議論を重ね、その検証結果がまとまったため、委員の総意により協議会として結果をここに報告するものである。

## 2. 検証の取組状況について

議会運営委員会において、令和元年（2019年）7月31日からどのように検証を行っていくかの協議を開始した。

同年10月29日に、各条項の条例・逐条解説・運用・その他に対する課題・評価と改善案（以下「検証項目」とする）の会派意見を集約して、協議する検証項目を絞り込み、令和2年（2020年）1月29日に、議会基本条例検証等協議会を設置して、具体的な協議を行うこととした。

No.	開催日	協議内容
1	令和2年(2020年)2月14日	1 スケジュールについて 2 検証内容について （1）会派提案による検証項目の協議 （2）全条文の評価 3 協議の範囲について 4 協議報告書の作成について
2	令和2年(2020年)3月19日	1 会派提案による検証項目の協議について
3	令和2年(2020年)6月10日	1 会派提案による検証項目の協議について
4	令和2年(2020年)7月13日	1 会派提案による検証項目の協議について
5	令和2年(2020年)8月7日	1 会派提案による検証項目の協議について 2 議会基本条例検証結果報告書（案）について 3 作業部会（議会基本条例検証結果報告書（案））について
6	令和2年(2020年)8月17日	作業部会の開催
7	令和2年(2020年)8月26日	1 会派提案による検証項目の協議について 2 議会基本条例検証結果報告書（案）について
8	令和2年(2020年)9月23日	1 会派総括意見について 2 議会基本条例検証結果報告書（案）について
9	令和2年(2020年)11月30日	1 議会基本条例検証結果報告書（案）について 2 議会だよりの特集号について
10	令和2年(2020年)12月17日	1 議会だよりの特集号について 2 協議結果及び協議の終了について

### 3. 検証方法について

検証方法については、条項毎に条文、逐条解説、運用、その他について、各会派の意見を出し合い、全会一致で検討が必要とされた11の指摘事項について、議論を行うこととした。

(1) スケジュールについて

協議は令和2年第3回定例会までとすることを確認した。

(2) 検証内容について

議会運営委員会において、各会派から提案された「議会基本条例で検証すべき項目」は、全44項目あった。そのうち、反対のなかった11項目について、優先的に協議していくことを確認した。

(3) 議会基本条例検証等の協議報告書の作成について

協議の経過が把握できるよう提案会派が議会改革の協議報告書に準じて協議内容を作成することとした。

(4) 協議する検証項目について

No.	分類	章	条	課題 / 評価	改善案
1	条例	第2章 議会及び 議員の活 動原則	第3条 (議会の活 動原則)	多様な立場の市民の声を反映するため、子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である。	条文を追加。案として、(6) 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。
2	条例	第3章 市民と議 会の関係	第8条 (市民に 開かれた 議会)	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やYouTube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。
3	逐条	第3章 市民と議 会の関係	第11条 (広報活動 及び 広聴活動)	広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。

No.	分類	章	条	課題 / 評価	改善案
4	逐条	第4章 市長と議 会の関係	第14条 (市長 報告)	この間、市長報告と全員 協議会の棲み分けが曖昧 になってきている。	もう一度、使い分けにつ いて整理する。
5	逐条	第4章 市長と議 会の関係	第15条 (全員 協議会)	この間、市長報告と全員 協議会の棲み分けが曖昧 になってきている。	もう一度、使い分けにつ いて整理する。
6	逐条	第4章 市長と議 会の関係	第18条 (政務 活動費)	「領収書及び支払証明 書」のホームページ公開 が始まった事を反映す る。	逐条解説③を見直す。
7	運用	第2章 議会及び 議員の活 動原則	第6条 (災害時の 対応)	「災害時対応マニユア ル」を具体化していく必 要があるのではないか。	委員会視察先候補である 「議会BCP」を参考に してはどうか。
8	運用	第2章 議会及び 議員の活 動原則	第6条 (災害時の 対応)	「小金井市議会災害時対 応マニユアル」の検証を 行う。	見直しを行う。
9	運用	第3章 市民と議 会の関係	第11条 (広報活動 及び 広聴活動)	逐条解説で「広聴活動に ついては、議会運営委員 会等で引き続き協議」と ある。	個別に「議会改革」とし て提案・協議はしている が、議会として「広聴の あり方」は体系立てて話 合っていないと思われ る。ここの逐条解説で書 いてあることをどのよう に解釈すればよいか確認 したい。(こちらの意図 は、小金井市議会として の「広聴のあり方」につ いて条文に沿って改めて 整理して協議して欲しい と思っています) ※条例 策定時は時間切れで議論 が不十分だったように思 う。

No.	分類	章	条	課題 / 評価	改善案
10	その他	前文		この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。	
11	その他	第2章 議会及び 議員の活 動原則			議長の中立性の保持

#### 4. 検証結果について

##### 前文

小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。

議会と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し、市民福祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で効率的な議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会を目指し、議会改革に努めてきました。地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなりません。

また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるための更なる自己研鑽(さん)が求められています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正有無
10	【提案会派意見】 この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性が増すと考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。	【提案会派改善案】 「市民の多様な意見をくみ取る努力」の後ろに、「を積極的に進め」を追加する。  【議論の結論】 提案会派からの改善案を元に、再度、各会派の見解を確認したところ、不一致であったことから、本件の議論は終了した。	無
—	【検証対象とならなかった主な意見】 「効率的な議論」について意識の共有が必要。	(不一致のため、議論されなかった)	—



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、小金井市議会(以下「議会」という。)の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正 有無
—	特に各会派からの意見がなく、検証対象外とした。	—	—

### (他の条例等との関係)

第2条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正 有無
—	特に各会派からの意見がなく、検証対象外とした。	—	—

## 第2章 議会及び議員の活動原則

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正 有無
11	議長の中立性の保持について。	議長を始め各会派から、議長が議長職としての中立性を保つ中で、議員個人の活動がどの程度ならば適切であるかの見解について発言があった。その後、提案会派が取り下げたため、議論を終了した。	—

### (議会の活動原則)

第3条 議会の活動は、次に掲げる原則を基本とする。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと。
- (2) 公開性、公正性及び効率性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう努めること。

- (4) 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。
- (5) 議会の委員会条例、会議規則、要綱等を定め、活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
1	【提案会派意見】 多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である。	【提案会派改善案】 条文を追加。案として、(6) 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。  【議論の結論】 以下の通り逐条を修正した。 「全ての議員が、出産・育児・介護等と両立できるよう、また、年齢、多様な性の在り方、障がいの有無や程度、文化的な違い等を認め合い、議会活動できる環境整備に努めます。」	有
—	【検証対象とならなかった主な意見】 議長・副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	(不一致のため、議論されなかった)	—

(議論及び討議の保障)

第4条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	【検証対象とならなかった主な意見】 「公正性」について、審議時間の公立性と合わせて協議をするが必要との意見があった。	(不一致のため、議論されなかった)	—

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。
- (2) 調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例(平成7年条例第27号)に基づき、市民に信頼される議員活動に努めること。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
—	特に各会派からの意見がなく、検証対象外とした。	—	—

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会としての確かつ迅速に対応するものとする。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
7	【提案会派意見】 「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	【提案会派改善案】 既存のマニュアルの改善は必要という事が一致し、提案会派が、郡山市議会のBCPを案として示した。その後、議会全体での議論が必要との意見も出され、会派代表者会議へ具体的な議論は委ねられた。	有
8		【議論の結論】 新型コロナウイルス感染拡大への対応も踏まえ「災害時対応マニュアル」を会派代表者会議で見直すに当たり、整備の範囲、協議する場について協議したところ、不一致となったことから、次期に申し送ることとした。	

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。
- 3 議員は、一人の場合においても、会派として届け出なければならない。
- 4 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、

会派間の公平性を確保しなければならない。

- 5 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	特に一致する論点がなく、検証対象外とした。	—	—

### 第3章 市民と議会の関係

（市民に開かれた議会）

第8条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

- 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
2	【提案会派意見】 答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やYouTube 視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	【提案会派改善案】 条文を追加。案として、3 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。  【議論の結論】 条文への記載は困難という意見が多かったため、協議を終了した。今後、議会改革の提案を勧める声があった。	無

（市民の声を反映させる議会）

第9条 議会は市長から提案された議案について誠実に審議するものとし、議員は必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情について、次に掲げるところにより、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。

- (1) 請願者又は陳情者から申出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。
- (2) 請願又は陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。
- (3) 議員又は委員会は、条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	特に一致する論点がなく、検証対象外とした。	—	—

（公聴会制度及び参考人制度を活用する議会）

第10条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	特に一致する論点がなく、検証対象外とした。	—	—

（広報活動及び広聴活動）

第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならない。

2 議会は、前項の規定を達成するため、体制整備に努めなければならない。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
3 9	<p>【提案会派意見①】 広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実に至っていない。</p> <p>【提案会派意見②】 逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。</p>	<p>【提案会派改善案①】 広報協議会での議論を前進させたい。</p> <p>【提案会派改善案②】 個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。この逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。（こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています）※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。</p>	無

		<p>【議論の結論】</p> <p>評価としての提案であるため、条文の評価を議題とした際に議論することとしたが、協議を行っていく中で、検証結果をまとめていく議論において、評価は出しにくいという結論に至ったため、本件については、広報協議会で協議し、今任期においては論点整理を行い、次期に申し送ることとした。</p>	
—	<p>【検証対象とならなかった主な意見】</p> <p>「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各会派間で温度差がある。再度、認識を確認して、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画（小金井市議会広報戦略）を策定することを提案する。</p>	(不一致のため、議論されなかった)	—

(議会報告会)

第12条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。

2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正有無
—	<p>【検証対象とならなかった主な意見】</p> <p>条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更してはどうか。</p>	(不一致のため、議論されなかった)	—

第4章 市長と議会の関係

(市長と議会の関係)

第13条 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。

2 議会は、市長の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 議会は、議案等の審議に当たって、市長に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。

- 4 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。
- 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を確認するため、市長が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正有無
—	【検証対象とならなかった主な意見】 「（議会と市長の関係）」と変更してはどうか。	（不一致のため、議論されなかった）	—
—	【検証対象とならなかった主な意見】 本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を経て、反問することができるかと加えてはどうか。	（不一致のため、議論されなかった）	—

（市長報告）

第14条 議会は、市政の重要事項について、市長の報告を求めることができる。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正有無
4 5	【提案会派意見】 この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	【提案会派改善案】 もう一度、使い分けについて整理する。  【議論の結論】 議長から、この間の市長報告と全員協議会の開催事例に対して運用の認識、整理の仕方等の発言があり、現行の逐条解説の内容のとおり運用ができていたことが確認できた。	無

（全員協議会）

第15条 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	特に一致する論点がなく、検証対象外とした。	—	—

（議会の議決事項）

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事項については、議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次に定めるものとする。

- (1) 長期総合計画基本構想の策定、変更及び改廃に関すること。
- (2) その他別に条例で定めるもの

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	特に一致する論点がなく、検証対象外とした。	—	—

第5章 政策立案に関する調査及び研修

（調査及び政策立案）

第17条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。

- (1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
- (2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。
- (3) 必要な調査及び視察を実施すること。
- (4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	【検証対象とならなかった主な意見】 (3)にあたる政策検討会が実施されなかった。開催要件を緩和（例えば条例の策定を政策検討会の前提とはしないことなど）してはどうか。	(不一致のため、議論は行われなかった)	—



(政務活動費)

第18条 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえるものとする。

3 議会は、政務活動費の使途及び結果について、公開するものとする。

4 会派は、政務活動費の使途及び結果について、説明責任を果たさなければならない。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正 有無
6	【提案会派意見】 「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まったことを反映する。	【提案会派改善案】 逐条解説③の改正案を提案。  【議論の結論】 逐条解説を以下の通り修正することとした。 「③3段落目 また、領収書及び支払証明書についても、平成30年6月から市のホームページで公開しています。 ④会派は、政務活動費に係る収入・支出報告書、支出調書、領収書及び支払証明書について、説明責任を果たさなければならないことを定めています。」	有

(議会事務局)

第19条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。

2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。

3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正 有無
—	特に一致する論点がなく、検証対象外とした。	—	—

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し、協力を求めるものとする。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
—	特に各会派からの意見がなく、検証対象外とした。	—	—

第6章 議員の定数及び報酬

(議員定数)

第21条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例(昭和26年条例第14号)により定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
—	【検証対象とならなかった主な意見】 「市民の意見の聴取」について具体的な協議を求める。	(不一致のため、議論は行われなかった)	—

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第21号)に定めるものとする。

2 議会は、議員報酬の額の改正に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第26号)第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
—	特に各会派からの意見がなく、検証対象外とした。	—	—

## 第7章 条例に関する研修及び検証

(条例に関する研修)

第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	特に各会派からの意見がなく、検証対象外とした。	—	—

(条例の検証等)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	【検証対象とならなかった主な意見】 検証の目途が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。 少なくとも任期中に1回と記載が必要ではないか。	(不一致のため、議論は行われなかった)	—

## 第8章 委任

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
—	特に各会派からの意見がなく、検証対象外とした。	—	—

## 5. むすびに

### (1) この間の議会改革などの取組について

議会 改革	議員個人が所有するパソコン等の持込み ①議会運営委員会は試行から本実施。 ②議会運営委員会を除く市議会の全ての会議で試行を開始。 (令和元年第4回定例会閉会中から)
	定例会終了後に議員提出議案(PDF)をホームページへの掲載。 (令和元年第3回定例会から)
	小金井市議会がTwitterアカウント(@koganei_gikai)を取得、本会議、各委員会等の開催に関する情報など市議会の活動に関する情報発信を開始。 (令和2年(2020年)1月から)
	議会改革において、日曜議会などで実施していた傍聴者アンケートを常時実施。 (令和2年第2回定例会から)
	任期中に一度市民アンケートを実施することを決定し、実施した。 (令和2年(2020年)9月)
	予算特別委員会・決算特別委員会の議員要求資料をホームページへ試行的に掲載を開始。 (令和2年第3回定例会から)
	政務活動費の「領収書及び支払証明書」のホームページ公開。 (平成30年(2018年)6月から)

取組	「新型コロナウイルス感染症」を受け、通常の議会開催が困難になったことから、様々な見直しを行って来た。(令和2年(2020年)3月から)
	年1回以上の議会報告会の実施。 意見交換やワールドカフェなど実施し、議会としても貴重な場であるとの認識を得た。 (平成29年(2017年)10月22日から)
	「社会福祉委員への報酬誤支給問題」に関して、地方自治法第98条第1項の規定による事務検査を実施した。(平成30年(2018年)3月から平成30年12月まで)
	【議員研修会の開催実績】 平成29年(2017年)10月23日 「質問力を高める 議会力に活かす」 平成31年(2019年) 2月 1日 「障害平等研修(DET)」 令和元年(2019年) 12月17日 「議会基本条例の検証について」 令和2年(2020年) 8月28日 「議会BCPについて」(リモートにより開催)
	議会基本条例の検証を初めて実施。(令和2年(2020年)度)
	「市の高齢者福祉委託事業に係る個人情報の盗用について」に関して、参考人への意見聴取を行った。(令和2年(2020年)9月15日)

(2) 次期への申し送りについて

ア 第3条の逐条解説を今回変更したが、本来対応する条例本文の変更も検討すべきとの意見もあった。条例の変更も議論を行ったが、一致に至らなかったため、今後の検討課題とする。

イ 検証方法の検討を事前に行った後に検証作業に入る必要がある。

ウ 任期の最終年度での評価は十分に時間が取れないことがあるため、早い時期に検証を開始する必要がある。

(3) 総括（議長）

平成28年に制定して、初めての検証である。条例制定時の協議の時も全会派が一致するところで作り上げてきた条例であり、検証も提案の中から反対のなかった11項目を選んでの作業となった。条文の改正はなかったものの、この間進んだ政務活動費領収書等のホームページ上での公開や、多様性を認めるという社会の変化に伴う逐条解説の改正は適切な検証結果と思うし、議会運営上の疑問点を話し合う機会になったことは検証作業の意味は大きい。また、見えてきた課題はしっかりと次期に申し送りをするなど、一歩ずつでも議論の積み重ねを続けることが生きた条例になる道と思う。

(4) 添付資料

ア 議会基本条例課題シート（各会派の意見を記載したもの）「議会基本条例の検証項目（区分別整理一覧）」

イ 議会基本条例課題シートまとめ一覧「【全会派】議会基本条例の検証項目（区分別整理一覧）」

ウ 各会派総括意見

エ 議会基本条例検証等の協議報告書

(5) 検証体制について

議会基本条例検証等協議会 16人

座長	小林正樹	(小金井市議会公明党)
副座長	岸田正義	(みらいのこがねい)
委員	吹春 やすたか	(自由民主党・信頼の小金井)
	遠藤 百合子	(自由民主党・信頼の小金井)
	宮下 誠	(小金井市議会公明党)
	沖浦 あつし	(みらいのこがねい)
	水上 洋志	(日本共産党小金井市議団)
	水谷 たかこ	(小金井をおもしろくする会)
	斎藤 康夫	(こがねい市民会議)
	渡辺 大三	(情報公開こがねい)
	篠原 ひろし	(改革連合)
	田頭 祐子	(生活者ネットワーク)
	片山 薫	(市民といっしょにカエル会)
	坂井 えつ子	(緑・つながる小金井)
議長	五十嵐 京子	(自由民主党・信頼の小金井)
副議長	板倉 真也	(日本共産党小金井市議団)

添 付 資 料

## 議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会派名	条例A	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	△	あまり実態と合っていない。
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	○	タクシーを使わずに職員が帰宅できるよう。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	○	
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないか。	1 項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	×	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	×	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	×	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声が上がっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	×	



第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	×	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	×	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を経て、反問することができる。	△	検討を要する。
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	×	
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	×	
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	×	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	×	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているかを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。	×	
章	条	#	会派名	逐条B	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	費否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	○	
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	×	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説③を見直す。	○	

章	条	#	会派名	運用C	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	×	
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	△	話し合ってもよいのではないかな。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしてほしいか。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があるが、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかな。	×	
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。 ※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	×	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。この逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	△	議会運営委員会での協議が適当である。
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	

章	条	#	会 派 名	その他 D	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
前 文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていききたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。		○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	×	
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	×	
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	×	
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各党派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	×	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	×	
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	×	
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	×	

議会基本条例の検証項目（区分別整理一覧）

章	条	#	会 派 名	条例 A	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	◇	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	×	現時点では過去のルールに基づき選出されており不要と考える。
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	△	必要な内容とは考えるが、他の事項のバランスも考える必要があり、検討を要する。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	△	必要な内容と考えるが、逐条解説に加えては如何か。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないか。	1項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	×	現条文で問題ないと考える。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	△	実態としては、ご意見を伺っているのですが以下の条件を満たせば、加える事は可能と考える。聴取した意見の扱いについては、様々な意見が出ている現状がある。本件結論については、別途協議は継続すべきと考える。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	×	まずは、2回以上を目指す。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声が集まっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議会議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	△	全体の意見が合えば賛成。具体的な内容について全て賛同するものではありません。別途検討が必要。

第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正	◇	4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	×	条例制定時、議論の末に逐条に収めた経緯がある為、現状で良いと考える。
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	△	どちらでも良いが、一定の議論を要する。
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を経て、反問することができる。	×	現状記述の内容も存分に生かされていない。現状の運用を期待する。
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	×	逐条に記述の内容を活かすべき。
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	×	十分な議論が終了したものとする。
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加	◇		※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	△	否定はしない。議論が必要と考える。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	×	まずは、任期中(四年)に一度を定着すべきと考える。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。	○	賛同。
章	条	#	会派名	逐条B	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	×	現状でも、最終的な条例制定に至らないケースも認められているので、このままでも良いものとする。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善があったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	○	その通りである。
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	説明の確認だけでなく、質疑や議論を要する事件は、全協としては如何か。
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	説明の確認だけでなく、質疑や議論を要する事件は、全協としては如何か。
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	×	議論の末の条文である。現状で問題ないとする。
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	×	現状でも、最終的な条例制定に至らないケースも認められているので、このままでも良いものとする。
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	×	現状でも、最終的な条例制定に至らないケースも認められているので、このままでも良いものとする。
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説③を見直す。	○	現状と合わないので要修正。

章	条	#	会派名	運用C	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	△	前向きに要検討。他市の状況も調査をしたい。
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしているかどうか。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	大町市議会などを参考に、条例化も見据えた検討を要望する。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワンクッションを置く必要があるれば、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかな。	×	現時点では現状で良いと考える。新庁舎に至っては、ハード面を含めたセキュリティーを加味した方向性の検討が必要。
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	×	運用実績の評価という意味では、検討課題となる。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。こちらの逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不充分だったように思う。	○	一定の協議は必要と考えているが、協議の場合は別でも良い。
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	×	理解はできるが、具体策が無い。

章	条	#	会派名	その他D	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がまずと考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。		—	判断しかねる。
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	×	賛同できない。
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	—	判断しかねる。
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	—	判断しかねる。
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	×	完全に否定するものではないが、簡単に結論がでるものではない。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	—	判断しかねる。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各会派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいのと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	△	別の場所での協議を望む。新庁舎でなにかができるのかという議論も必要。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	×	まずは、年間2回の実施から挑戦するべき。
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	○	あり検の議論を尊重する。
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	×	現状では不要と考える。

議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会 派 名	条例 A	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左 記 に 対 す る 意 見 等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	△	所信表明は良いが、選出過程を明らかにすることは難しいと考える。
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	△	働きやすい環境を整えることは必要と考えるが、介護士や保育士をつけるかなど環境整備の範囲が明らかでない。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	△	休憩理由や再開時刻を設定することは難しいと考えるので、条文に追加するのではなく運用で対応すべき。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないかと。	1項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	○	趣旨には賛成するが、政策検討会と合わせて検討すべき。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがねも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	○	賛成する。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	○	賛成する。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声があがっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	○	賛成する



第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	△	条文に明記する必要があるかも含めて具体的事例を研究する必要がある。
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を経て、反問することができる。	○	
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	×	現行で良いと考える。
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	×	現行で良いと考える。
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	△	議会からの予算要求については慎重にすべき。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。	△	4年サイクルだと委員会メンバーが変わってしまうので2年をメドに努力すべき。
章	条	#	会 派 名	逐条 B	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	○	
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	△	議長でなければ誰が判断するのか不明である。
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説③を見直す。	○	

章	条	#	会 派 名	運用 C	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
前 文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしているかどうか。	△	マニュアルの必要性はあるが、具体化の内容が明らかでない。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	△	マニュアルの必要性はあるが、具体化の内容が明らかでない。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワンクッションを置く必要があれば、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないか。	○	
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動にする必要あり。 ※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	△	制度としての必要性はあるが、積極的に活用すべきものではないと考える。政策検討会と合わせて検討してはどうか。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。ここの逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています) ※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	○	
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	

章	条	#	会 派 名	その他 D	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
前 文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていききたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。		△	改善点がないので不明。
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	×	
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	×	議会基本条例には馴染まないと考える。
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	×	議会基本条例には馴染まないと考える。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	×	具体的な運用が不明。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各党派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいのと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	○	
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	×	
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	×	

議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会派名	条例A	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	△	第3条(2)に内包されていると思われる。条例は活動原則を定めるもので、正副議長選挙の内容に踏み込んで記述するのはふさわしくないと思われる。正副議長選挙に関する取り決め等は、会派代表者会議などで行う必要がある。
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	△	議員の出産・育児、忌引きや介護などの休暇に関する規定を設けることは検討する必要がある。ただし、条文への記述の関しては、議員の活動原則にはなじまないと考える。議員活動の在り方の問題として、条文に明記するかは別として今後検討すべきではないか。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	△	第3条(2)に内包されると思われる。条例での記述ではなく、今後の議会改革のテーマとして議論すべきではないかと思われる。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないかと。	1 項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	△	この間、議会報告会で市民から出された意見の扱いは検討課題となってきた。条文上「意見を聴取する場として」と明記すると、議会報告会の開催の在り方も含めた件のようなことになる考えられる。第12条2項の「別に定める」の条項で、市民意見の扱いを協議していく必要があるのではないかと思う。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る(年4回以上、または、各委員会が年1回以上)。	×	年4回の開催は負担が大きい。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声が出ている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	×	議会改革で、委員会による報告会も検討されていることからそれも含めて考える必要がある。

第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長長の許可を経て、反問することができる。	△	現状の論点整理のための反問権は必要であるとする。しかし、実際ほとんど使われていないと思われる。今後、さらに新たなものにしていくための検討が必要である。
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	○	
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	×	議会改革や陳情で結論が出ていることを踏まえる必要がある。100人規模などの大きな議会に必要な措置と考えるが、小金井市議会の場合、議員の調査権の範囲で十分対応できるものとする。
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	△	運用面での検討が必要と思われる。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。		
<b>章</b>	<b>条</b>	<b>#</b>	<b>会 派 名</b>	<b>逐条 B</b>	<b>追加・ 修正</b>	<b>議会改革 新規★ 復活◇ 議論</b>	<b>課 題 / 評 価</b>	<b>改 善 案</b>	<b>賛否等</b>	<b>左記に対する意見等</b>
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	△	内容を含めて要検討
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	△	具体的な提案を踏まえて広報協議会で検討したい。
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	△	それぞれの会議の性格を踏まえて、今後検討したい。
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	△	上記と同じ。
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	△	内容を含めて要検討
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	△	内容を含めて要検討
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説③を見直す。	○	

章	条	#	会派名	運用C	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	×	関連質問により、主質問の項目が減ることもあり、なくすことが必ずしも効率的とは言えない。
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	×	審議時間の問題は、必ずしも議員の問題だけではなく、市長の側の様々な問題にあることことは明らかである。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしてはどうか。	△	要検討
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	△	要検討
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があるが、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかと。	△	記名をなくすことはいいと思う。運用面で検討すべきだと考える。
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。 ※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	△	他議会の事例や今までの議会審査で行う可能性があった場合などを検討し、積極的に活用できるようにしていくことが望ましい。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。この逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	△	他事例も含めて要検討
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	△	ある程度議会の方向性が決まる中で検討すべきではないかと。

章	条	#	会派名	その他D	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。			
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	×	
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	△	議会の中で中立であることは当然である。議会外の政治活動を縛ることはないのではないか。
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	×	第5条議員の活動原則で一定規定されており、各個人の活動を具体的に規定するのはふさわしいとは思えない。
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	×	公約実現に責任を負うことは当然である。各議員個人の活動を具体的に規定するのはふさわしくないとと思われる。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	△	具体的な提案を受けて必要な場で検討したい。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各会派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	△	長期的計画について、もう少しイメージを膨らませたい。どのような広報活動が必要なのかの目標の共有などが必要ではないかと思われる。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	△	現在の議会改革の中で検討していく。
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	△	議会施設の在り方検討会で議論してきたことを踏まえて、必要な場で検討していく。
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	△	議会事務局の体制強化は必要である。局への変更の意味を共有したい。

議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会派名	条例A	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	○	育児と介護における「休み」の定義とルールの明確化が必要。今後の検討課題として、議決権を遠隔で行使できる仕組みなども検討できればよい。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	△	内容は賛成。ただし、条文として新規に追加するよりも、2項の条文を実現化させる手段の話であるため、その実現に向け協議すべきと考える。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないかと。	1項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	○	賛成。 これまで有志で実施してきたが、議会活動に位置づけたほうがその審査の透明性も高まる。ただし、議会活動に位置づけることによって、逆に実施しづらい状況をつくったりのデメリットはないか等は協議しておきたい。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	○	提案会派
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	○	年4回（定例会ごと）が希望だが、どうしてもハードルが高いのであれば、まずは年2回かもしくは年1回全体の議会報告会を実施し、あと1回は各常任委員会ごとで実施するという方向で一致できれば良い
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声が上がっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	○	年4回（定例会ごと）が希望だが、どうしてもハードルが高いのであれば、まずは年2回かもしくは年1回全体の議会報告会を実施し、あと1回は各常任委員会ごとで実施するという方向で一致できれば良い



第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	△	今般、法令遵守など課題が明らかになっているため、説明の中に「法令・規則に照らしての検証」に関する事項を追加することは否定するものではない。ただし、既に逐条解説に説明事項の記載があるため、そこに追加するということができればどうか。
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	△	検索しやすいので今のままでも構わないが、特段こだわりはないので大勢にお任せいたします。
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長長の許可を経て、反問することができる。	○	反問権は賛成。5項の条文を整理して提案の内容が反映されるとよい。
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	△	趣旨はわかるが、提出義務まで条例に明記するのは行政負担への懸念があるので、その点しっかり協議が必要
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	△	制度創設は賛成。ただし、行政側に過度な負担とならないような工夫/ルールづくりが必要と考える。
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	○	理想としては、毎年検証すべき(行政には求めて議会は実施しないのはおかしいため)。ただし、議会という組織の特性、実作業も加味すると2年スパンくらいが最適か。いずれにせよ、条文にも検証の自処を明記すること、検証のやり方は今回を踏まえ一定程度マニュアル化しておくべき。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の自処が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。	○	理想としては、毎年検証すべき(行政には求めて議会は実施しないのはおかしいため)。ただし、議会という組織の特性、実作業も加味すると2年スパンくらいが最適か。いずれにせよ、条文にも検証の自処を明記すること、検証のやり方は今回を踏まえ一定程度マニュアル化しておくべき。
章	条	#	会 派 名	逐条 B	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	設置要件は、まずは「全会一致」を緩和してはどうか。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び 広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実に至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	○	賛同します。みらいさんに効果的な策を期待します。
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び 政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	△	成果(条例制定)を前提としないことは判断が難しい。設置要件は、まずは「全会一致」を緩和してはどうかと考えるが、皆さんと協議したい。
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び 政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	設置要件は、まずは「全会一致」を緩和してはどうか。
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説③を見直す。	○	

章	条	#	会派名	運用C	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある。	関連質問を廃止する。	×	
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	△	書かれてある提案が少しざっくりしているため、もう少し具体的な内容を聴きたい。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしているかどうか。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があるが、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかと。	○	提案会派
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいません。	○	提案会派
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。ここの逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	○	提案会派
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	

章	条	#	会 派 名	その他 D	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
前 文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい、全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。			意見には賛成ですが、提案をお願いいたします。
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	△	理想はそうしたいが、会派がなくなった場合のデメリットも考慮して検討すべきだと考える。
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	△	「改善策」に書かれてあることは何となく理解できますが、まずは「課題」を明確にさせていただき、それに対応して必要な改善策を協議するという流れが好ましいと思われまます。具体的な課題設定をお願いします。
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務		まずは「課題」を明確にさせていただき、それに対応して必要な改善策を協議するという流れが好ましいと思われまます。具体的な課題設定をお願いします。
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表		まずは「課題」を明確にさせていただき、それに対応して必要な改善策を協議するという流れが好ましいと思われまます。具体的な課題設定をお願いします。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	△	趣旨理解できます。ただし、まずは広聴のあり方について体系立てた協議ができていないので、そこを踏まえて必要な手段を選択すればよいかと思います。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各会派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいのと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	○	提案会派
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごと開催する形式に改めたい。	○	※議会改革協議でも提案済み
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	△	議会利用が優先という前提でのルール・運用づくりをすることが必要。管理の仕方はできるだけ余計な手間・コストがかからないようにしたいがそこが課題となるため、具体的な協議が必要。
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	○	名称だけではなく、実態もそうなるようにお願いします。

議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会派名	条例A	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	△	理想論は理解できますが、所信表明で綺麗なことはいくらでも言えます。議長候補になる人は初対面ではないので、人間性はわかっているはず。話し合いで決める事は悪い事とは思っていません。
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	△	傍聴者に説明する事は当然の事です。条例に記すまでもありません。議長、事務局から行うべきです。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないかと。	1項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	かがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声があがっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	○	

第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長長の許可を経て、反問することができる。	○	
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	○	具体的な条文で判断したい。
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	△	一定の条件のもとで検討したい。
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	○	議会として一致させる事は困難を極めると思うが賛成。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目的に議会運営委員会において検証するものとする。	○	
章	条	#	会派名	逐条B	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	△	実現していないのは、私を含めたそれぞれの議員の責任。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	○	提案内容が具体的に不明。
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	○	議決項目に追加する。
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	△	条文としての具体的な提案が欲しい。
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	△	私を含めた議員の責任。
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説⑨を見直す。	○	

章	条	#	会派名	運用C	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	△	検討する必要があるが、基本条例の条文に乗せるか否かは疑問。
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	○	このままで行くと時間制限も検討せざるを得なくなるかもしれない。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしてはどうか。	○	条例本体でなく、マニュアル作成には賛成
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があれば、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかと。	×	公共施設に入るために氏名を書くことの抵抗感が理解できない。
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。 ※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	△	私を含めた議員の責任であり、条文に問題があるわけではない。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。ここの逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	○	認識の共有は必要と思う。
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	

章	条	#	会派名	その他D	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい、全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。		○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	○	
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	○	賛成ではあるが、少数の大きな声に流されないように気をつけなくてはならない。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各会派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	○	賛成ではあるが、実際の策定は困難を極めると思われる。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	△	複数回を開催し、全体会と委員会ごとの開催を行うべき。
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	○	議会運営に支障がない形で賛成。
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	△	こだわりません。

議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会派名	条例A	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	△	可能なら。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないかと。	1 項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがねい	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声があがっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	△	次善の策



第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を経て、反問することができる。	△	情報の網羅的共有が前提
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	○	
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	○	
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているかを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。	△	4年は長すぎる。
章	条	#	会 派 名	逐条 B	追加・ 修正	議会改革 新規★ ・復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	○	
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説③を見直す。	○	

章	条	#	会 派 名	運用 C	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
前 文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	×	
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	×	仕事をしない議員に合わせる必要なし。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしてはどうか。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があるが、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかと。	○	
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。 ※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	○	積極的に活用すべき。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。この逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	○	
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	

章	条	#	会 派 名	その他 D	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
前 文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていききたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。		○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	○	
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各党派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	○	
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	○	
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	○	

## 議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会 派 名	条例 A	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左 記 に 対 す る 意 見 等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	△	議長、副議長は議会運営については、中立であらねばならない。現在は議会運営委員会にては「全会一致」を原則として運営されている。個人の所信表明は現運営方法には馴染まない。「公正、中立な議会運営」こそが求められる。
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	△	条文については協議。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	△	伝達、表示方法のついては協議。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当てに関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないかと。	1項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	△	設けることが出来る。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	△	意見を述べる市民が固定化して行かない方策が必要。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	△	参加市民が固定化して行かない方策が必要。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声が上がっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	△	同上

第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	—	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を経て、反問することができる。	○	反問を反論、議論と捉えるか？
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	△	現状においても資料要求は議会(委員会)意思とすれば義務的に捉えて良い。
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	×	議会は公の議論の場である。
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	×	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	△	サイクルは検討の余地あり。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。	△	同上
章	条	#	会 派 名	逐条 B	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	△	二元代表制の意義を確認する過程で協議。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	○	議会からの一方通行ではない広報を目指すべき。
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	△	議長の議事整理権をどこまで認めるかとの兼ね合い。
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	△	議会の条例制定、改廃は地自法で規定されている。議題になることはありうる。
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説⑨を見直す。	○	

章	条	#	会派名	運用 C	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	△	主質問、関連質問ともに議員の主張、意見が多くなり過ぎている。
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	△	同上
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしてはどうか。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があるが、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかと。	○	
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。 ※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	△	毎回は不要なのではないか。適宜検討機会を設ける。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。この逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	○	
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	

章	条	#	会 派 名	その他 D	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
前 文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていききたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。		○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。		
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	×	議員個人の自由課題。
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	×	議員個人の自由課題。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各党派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	△	議題にして協議することには賛成。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	△	協議する。
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	△	協議する。
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	△	協議する。

議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会 派 名	条例 A	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左 記 に 対 す る 意 見 等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	△	趣旨は賛成。具体的な取り組みの議論が必要。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	○	
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないかと。	1 項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	○	賛成。ただし日程調整で、全員が一度に揃わない場合も容易に考えられる。その場合の位置づけや、議会での実施と議員としての実施との違いなど整理が必要。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声が続いている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	○	



第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を経て、反問することができる。	○	
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	○	
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	○	何らかの規定を定める必要がある。
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。	○	2年サイクルが適切かと思います。
章	条	#	会派名	逐条B	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	△	趣旨は賛成。充実させるための手法など議論が必要。
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	△	趣旨は理解できるが具体的な議論が必要。
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	△	趣旨は理解できるが具体的な議論が必要。
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説⑨を見直す。	○	

章	条	#	会派名	運用C	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	△	議論が必要。関連で短くなる場合もある。
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	△	協議が必要。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしてはどうか。	△	まだ議論出来ていない部分なので、検討が必要。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	具体化のためにも必要と考えます。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があるが、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかと。	○	
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	○	もっとこの制度を意識して、検討の機会を設けるとの意味で賛成。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。この逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	○	
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	

章	条	#	会派名	その他 D	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。	意見のみです。変更点は有りません。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	×	十分な議論が必要。
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	△	趣旨は賛成。情報提供の手段も多様化して良いと考えます。倫理についての議論も必要。
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	△	趣旨は賛成。手段など具体的には議論が必要。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	△	具体的な内容を聞いて考えたい。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各会派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいのと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	○	まずビジョンから議論したい。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	△	複数回開催の中で委員会報告の会を設ける等、一つの形式に定めない方法もある。
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	○	
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	△	議論が必要。

議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会派名	条例A	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	△	議長のなり手がいないこともあるので、立候補制になかなかできず、これまでも人事全体のバランスを見てお願いすることがあった。所信表明を求めるのが難しいこともある。選出過程の議論は会派代表者会議で行なっているため、まず会派代表者会議全体を公開にすれば、否応なく透明化するのではないだろうか。
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	△	具体的に行う整備の想定は何か。育児、介護のための遅刻、早退、欠席などについては致し方ないと考えるが、そのために全体の審議時間を短くするような質問抑制になる整備は行うべきではない。
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	△	すでにどこかで規定していたのでは。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないかと。	1項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声があがっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議會議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	△	基本は定例会ごとに開催すべき。

第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	△	「市長と議会の関係」とした時の議論を確認してから検討した方が良い。
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長長の許可を経て、反問することができる。	△	すでにそのようになっていると認識していたが。
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	○	
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	○	
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	○	
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目標に議会運営委員会において検証するものとする。	△	4年という期間を限定する数字を入れない方が良いのでは。本来は毎年検証すべきものである。
章	条	#	会 派 名	逐条 B	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	△	具体的な開催要件を提示してもらいたい。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	△	具体的な問題提起を。
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説⑨を見直す。	○	

章	条	#	会派名	運用 C	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	×	
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	×	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしているかどうか。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に関わられた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があれば、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかと。	○	
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。 ※注意: 「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。ここの逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています) ※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	○	
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	△	これまでのアンケート調査では情報提示が不十分という議論があった。公聴会も開催している。不十分なのは議会からの情報提示、情報公開の姿勢ではないのだろうか。

章	条	#	会派名	その他D	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい、全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。			
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	△	まだどちらとも言えない。
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	○	
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	×	
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	×	
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各会派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	△	広報のみの計画を作ることに違和感を感じる。議会の活動全体の計画の中の一つであれば検討できる。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	△	委員会ごとのみではなく、全体で開くものと交互に開催するなど、限定しない方がよい。
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	○	
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	△	変更理由を確認したい。

議会基本条例の検証項目（区別整理一覧）

章	条	#	会派名	条例A	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	★★	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	○	提案会派
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	○	提案会派
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	○	提案会派
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないか。	1項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声が上がっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議会議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 ⇒議会報告会を年2回以上開催するものとする。	○	



第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	26	日本共産党	A	修正		4項について、「形成過程の説明を求めることができる」規定について、より具体的な説明とともに法令・規則に照らしての検証などを求める規定とする必要がある。	例・四日市市議会「議会は市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。①政策等の背景、目的及び効果②総合計画等における根拠または位置付③関係ある法令、条例等④政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」など、具体的に明記する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	27	緑・つながる	A	修正		議会基本条例で、条文も「議会は」及び「議員は」で始まっている。	(市長と議会の関係)を(議会と市長の関係)に変更する。	○	提案会派
第4章 市長と議会の関係	第13条 (市長と議会の関係)	28	緑・つながる	A	追加	◇◇	質疑に対する論点・争点が明確になり、より議論が深まる。緊張感も高まる。	本会議または委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を経て、反問することができる。	○	提案会派
第4章 市長と議会の関係		32	情報公開	D→A	追加	★★		議会の資料要求権の明記(行政の資料提出義務の明記)	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第4章 市長と議会の関係		33	情報公開	D→A	追加	◇◇		文書質問制度を創設する。	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第5章 政策立案に関する調査及び研修		38	日本共産党	D→A	追加			※新たな条文の新設 議会からの予算要求についての規定を入れる。例、国立市議会・議会基本条例「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする」など。	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	40	みらい	A	修正	◇	検証の方法、時期について共有化できていなかった。	2年サイクルでPDCAサイクルを回す努力をする。	○	当会派としては、4年を目途としたが、2年サイクルで実施できればなお良い。
第7章 条例に関する研修及び検証	第24条 (条例の検証等)	41	緑・つながる	A	修正	◇	検証の目的が明記されていない。定期的に検証、見直しをすべきと考える。少なくとも任期中に1回。	条文の修正をする。案として、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、4年を目途に議会運営委員会において検証するものとする。	○	提案会派
<b>章</b>	<b>条</b>	<b>#</b>	<b>会派名</b>	<b>逐条B</b>	<b>追加・修正</b>	<b>議会改革新規★・復活◇議論</b>	<b>課題 / 評価</b>	<b>改善案</b>	<b>費否等</b>	<b>左記に対する意見等</b>
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	15	みらい	A→B	修正	◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	△	緩和の具体をお示しいただきたい。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	18	みらい	A→B			広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	広報協議会での議論を前進させたい。	△	趣旨には賛成。議論を前進するための案をお持ちだったら伺いたい。
第4章 市長と議会の関係	第14条 (市長報告)	29	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	31	公明党	B	修正		この間、市長報告と全員協議会の棲み分けが曖昧になってきている。	もう一度、使い分けについて整理する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第15条 (全員協議会)	30	日本共産党	B	修正		市長から開催の申し出があった場合、議会として開催することが基本的な態度ではないか。開催についての取り決めなど再度議論する必要があるのではないか。	逐条解説で、「全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」としているが、すべて判断を議長に委ねる点は見直しが必要ではないか。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	34	自民党・信頼	C→B		◇◇	政策検討会が条例の策定を前提としているように読めるため使いにくくなっている。	条例の策定を政策検討会の前提とはしないことを確認する。	○	
第4章 市長と議会の関係	第17条 (調査及び政策立案)	35	みらい	A→B	修正	◇◇	第3項の政策検討会が実現していない。	政策検討会の開催要件を緩和する。	△	緩和の具体をお示しいただきたい。
第4章 市長と議会の関係	第18条 (政務活動費)	36	公明党	B	修正		「領収書及び支払証明書」のホームページ公開が始まった事を反映する。	逐条解説③を見直す。	○	

章	条	#	会派名	運用C	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	賛否等	左記に対する意見等
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある	関連質問を廃止する。	△	効率的議論と関連質問廃止との関係性のご説明をいただきたい。
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	△	効率化について、詳しくご提案いただきたい。
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしてほしいか。	○	
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に関わられた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワnkッションを置く必要があるが、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないか。	○	
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。この逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	○	
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	

章	条	#	会 派 名	その他 D	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課 題 / 評 価	改 善 案	賛否等	左記に対する意見等
前 文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていききたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。		△	改善案が空欄となっているので、お示しいただきたい。
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各党派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいのと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	○	
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	△	課題、評価についてご説明いただきたい。
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	△	課題、評価についてご説明いただきたい。

【全会派】議会基本条例の検証項目（区分別整理一覧）

章	条	#	会派名	条例A	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	自民党・信頼	公明党	みらい	共産党	こがおも	市民会議	情報公開	改革連合	生活者ネット	市民カエル	緑・つながる
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	3	緑・つながる	D→A	追加	◇	議長副議長選挙の際、透明性がないので、市民には選出される過程がわからない。	条文を追加。案として、6 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの任に就こうとする者は所信表明することし、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	△	×	△	△	○	△	○	△	○	△	○
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)	4	緑・つながる	D→A	追加		多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である	条文を追加。案として、8 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	13	緑・つながる	A	追加	★	答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やyoutube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	条文を追加。案として、3. 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由および再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	14	日本共産党	A	修正	◇	市民の意見は議員が聞くことが原則とされている。議会としても意見を聞くことができるようにすることが必要である。 この間では、厚生文教委員会で、障害者条例制定の際の意見交換会、そらとの意見交換会、難病者福祉手当に関する意見交換会などを有志として開催してきた。議会全体としては、視力障害者との意見交換会も有志で行われてきた。議会としての活動として位置づける必要があるのではないか。	1項の「議員は必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるものとする」の部分を「議員及び議会は・・・」と変更する。	×	×	○	○	○	○	○	△	○	○	○
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	22	こがおも	A	修正		「市民への説明責任を果たすため」となっている点	説明だけでは市民は納得せず、面白くないことから、意見交換やワールドカフェなど実施してきた。それは、議会としても貴重な場であることは経験してきた。条文を「市民への説明責任を果たし、市民からの意見を聴取する場として」に変更する。	×	△	○	△	○	○	○	△	○	○	○
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	23	情報公開	A	修正	◇◇		開催回数増を図る（年4回以上、または、各委員会が年1回以上）。	×	×	○	×	○	○	○	△	○	○	△
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	24	生活者ネット	A	修正	◇◇	ワールドカフェなど、参加者の声を聴いたり、意見交換の時間を多くしたことは市民にも好評だった。議会報告会に参加した市民からは、報告会をより多く開催してほしいとの声が上がっている。 議員が全員参加する報告会は一定の参加者数を得ているので、市議会議員全員が参加する形式は評価されていると考える。しかしこれまでは年に1回なので、全部の会派や全委員会の報告を行ってきたが、長すぎる、わかりにくいなどの意見が多数聞かれた。今後は年に2回以上開催すれば、報告する委員会やテーマを一つか二つに絞るなどの工夫も可能となる。	議会報告会を年1回以上開催するものとする。 →議会報告会を年2回以上開催するものとする。	×	△	○	×	○	○	△	△	○	△	○



章	条	#	会派名	運用C	追加・修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	自民党・信頼	公明党	みらい	共産党	こがおも	市民会議	情報公開	改革連合	生活者ネット	市民カエル	緑・つながる
前文		1	みらい	A→C		★★	5行目にある「効率的議論」とは何か共有する必要がある。	関連質問を廃止する。	×	△	○	×	×	△	×	△	△	×	△
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 (議論及び討議の保障)	5	みらい	A→C		◇◇	「議員の公平」について	審議時間の効率化と合わせて協議する必要がある。	△	○	○	×	△	○	×	△	△	×	△
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	6	自民党・信頼	C			「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないかと。	委員会視察先候補である「議会BCP」を参考にしているかどうか。	○	○	△	△	○	○	○	○	△	○	○
第2章 議会及び議員の活動原則	第6条 (災害時の対応)	7	公明党	D→C			「小金井市議会災害時対応マニュアル」の検証を行う。	見直しを行う。	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
第3章 市民と議会の関係	第8条 (市民に開かれた議会)	12	こがおも	C		◇	2項、「市民が傍聴しやすい環境を整える(よう努める)」とあるが、傍聴にあたって記名をする手間が残っている。	セキュリティ対策でワンクッションを置く必要があるが、傍聴券を渡すという事務だけ残せばいい。記名しても本人確認していないのだから意味はない。面倒さだけが残るため記名を無くすことがハードルを下げるのではないかと。	×	×	○	△	○	×	○	○	○	○	
第3章 市民と議会の関係	第10条 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	17	こがおも	C			公聴会、参考人制度が議会基本条例施行後行われていない。必要であれば良いと思うが、果たしてその検討すら行われてきたか疑問。	「積極的に」と書いてあるなら、その検討機会を設けることが必要。例えば各委員会の協議会で必ず毎回「公聴会、参考人制度の活用について」と議題にして、考える習慣をつけることや、全国の公聴会、参考人招致の事例について共有する仕組み(年1回、リスト化して議運で共有する)など、精神論で「積極的に」というだけではなく、具体的な行動に必要あり。※注意:「積極的に」という文言を削除するという議論は望んでいませんので。	×	×	△	△	○	△	○	○	○	○	
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	20	こがおも	C			逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。こちらの逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています) ※条例策定時は時間切れで議論が不十分だったように思う。	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	
第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	39	みらい	A→C			2項にある市民意見の聴取が不十分	市民意見の聴取方法について協議する。	○	×	○	△	○	○	○	○	○	△	○

章	条	#	会派名	その他 D	追加・ 修正	議会改革 新規★ 復活◇ 議論	課題 / 評価	改善案	自民党・ 信頼	公明党	みらい	共産党	こがおも	市民会議	情報公開	改革連合	生活者 ネット	市民 カエル	緑・ つながる
前文		2	生活者ネット	A→D			この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性がますます考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていききたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。		○	－	△			○	○	○	○		△
第2章 議会及び議員の活動原則	第7条 (会派)	8	情報公開	A→D		★★		会派制度をなくす。	×	×	×	×	△	○	○		×	△	△
第2章 議会及び議員の活動原則		9	情報公開	D				議長の中立性の保持	○	－	○	△	△	○	○	○	○	○	△
第2章 議会及び議員の活動原則		10	情報公開	D				個々の議員の市政情報の発信(文書による)に関する努力義務	×	－	×	×		○	○	×	△	×	△
第2章 議会及び議員の活動原則		11	情報公開	D				個々の議員の選挙公約に関する取り組み状況の公表	×	×	×	×		○	○	×	△	×	△
第3章 市民と議会の関係	第9条 (市民の声を反映させる議会)	16	情報公開	A→D		★★		「市長へのEメール」に対応する広聴システムを導入する。	○	－	×	△	△	○	○	○	△	○	△
第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	19	こがおも	C→D			条文で「議会と市政に関心を高めるために多様な方法を用いて」広報活動の充実を掲げているにも関わらず、各会派間で温度差がある。	再度、この認識を確認していただきたいと、小金井市議会広報充実に向け長期的な計画(小金井市議会広報戦略)を策定することを提案します。	×	△	○	△	○	○	△	○	△	○	
第3章 市民と議会の関係	第12条 (議会報告会)	21	みらい	A→D			議会報告会の在り方について	市政のテーマについての議論が深まるよう、委員会ごとに開催する形式に改めたい。	×	×	○	△	○	△	○	△	△	△	○
第3章 市民と議会の関係		25	情報公開	D				議会施設(議場、委員会室等)の行政利用、市民利用の拡大	×	○	×	△	△	○	○	△	○	○	△
第5章 政策立案に関する調査及び研修	第19条 (議会事務局)	37	情報公開	A→D		★		議会局に名称変更する。	×	×	×	△	○	△	○	△	△	△	△

## 会派総括意見

### 小金井市議会公明党

2016年8月に施行された小金井市議会基本条例は、今回、第24条に規定に沿って初めて検証が行われた。

この条例は通算6年にわたる議論を経て一致し、議会の最高規範として定められたものであり、将来にわたって頻繁な改正はあり得ないというのが大前提だろう。しかし、課題や問題点が確認された場合は、適切な措置を速やかに講ずるのも当然で、規定にあるとおりだ。

その点、今回の精緻で丁寧な検証作業は適切であったし、満足のいく結果になったと思う。特に、議会改革の一環で、政務活動費の領収書及び支払い証明書のホームページ公開が始まったことを受け、第18条の逐条解説を修正したことは適切な対応だったと強調したい。

また、第6条の災害時の対応については、既存の災害対応マニュアルの改善が必要である点で意見の一致をみたものの、改善策へ向けた議論が難航し、具体策の一致が整わなかったことは残念だ。次期における早急な改正を願っている。

### みらいのこがねい

議会運営委員会での議会改革の提案・協議や議会基本条例検証等協議会において、本条例の検証作業を行ってきた。双方の協議に共通する課題は、全会派が一致しないと決まらないこと。本検証協議会では、たった1つの会派が書面上「否」としてしまうと協議の俎上にも載らなかったことは、今回の反省点とする。会派の多い本市議会においては、その構造を改革することこそが一番の議会改革なのかもしれない。また、どの条文に照らしていかなる課題意識を持ち、それに基づく提案に対して他会派の反応や現時点での意見の距離感を記録することで、今後の議会改革の基盤となる本報告書を初めて作り上げたことに一定の評価をするが、次回の検証作業においては十分な時間の中で深い議論を期待する。このような積み重ねを続け、市民にとってあるべき議会の姿の共通認識が築けていくことを望み、会派の総括とする。

### 日本共産党小金井市議団

議会基本条例の検証は初めての取組だった。議員活動の環境整備に関して、出産、介護、育児等と両立できることや年齢、多様な性のあり方、障がいの有無や程度、文化的な違いを認め合うなどの内容が逐条解説で整理されたことは一定の前進と言える



る。

検証を通じて、条例が様々な違いを超えて一定期間をかけて制定されてきた経過からも各党派間での意見の相違は様々な部分であると感じた。

今後の検証に当たっては、こうした点を踏まえて、条例制定時を含めて意見が違う点についてどう検証・検討するのかという整理・検討が必要であったと思う。そのためにより早い時期からの検証の検討が必要だったのではないかと思われる。

議会の災害時の対応は、申し送りとなったが今後の議論に期待をしたい。

議会が、市民により身近で役に立つ存在として認識されるよう、条例をいかにより良いものにしていくために努力していきたい。

### 小金井をおもしろくする会

今回、小金井市議会基本条例の検証作業は初めてであり、検証手法や進め方について戸惑いがあったのは理解できるが、早期に着手すべきであったことは次期へ申し送りたい。結果的に1年足らずの議論で結論を出すこととなり、時間がないことを理由に、各党派からの検証提案に対し、理由の記載もなく1つの党派が不同意とただけで取り上げないという納得感のない進め方となってしまった。こうなることが予想されたため、我が党派からは2年目の後半に検証手法について議論を始めたほうがよいと議会運営委員会で提案したが、聞き入れていただけなかったのは残念である。何のための検証なのか、議会基本条例なのか。この前提から市議会内で再度認識を共有したほうがよいのではないか。また、議会内だけでの検証では甘い結果になることはどの組織でも当てはまることであり、市民及び学識も視野に第三者からの評価を踏まえて検証する仕組みも検討すべきである。

### 情報公開がねい

今任期は、個別の議会改革は前進したものの、議会基本条例の改正に至らなかったのは残念であった。新しい任期における議会基本条例の検証に関して、留意点を述べておきたい。

①令和3年度の2定終了までに、検証に関する具体的な手法やスケジュールを検討し、合意する。なお、2定終了後3定開始までの間に、他自治体の先進事例に関しての情報収集、情報共有化を図る。

②議会基本条例検証等協議会には、学識経験者及び公募市民も加える。また、議事録も作成することとする。⇒議会改革全般に関する協議会とすることも検討。

③令和3年度の3定開始までに、各党派から具体的な改革改善メニューを提出させる（なお、その後も随時提出は受け付ける）。

④議会基本条例検証等協議会は、閉会中に1回（半日ではなく全日）のペースで開

催する。合意可能性の高いものを優先して、検証を始める。合意できないものをいたずらに引きずらない。

## 生活者ネットワーク

2016年8月に条例を策定し、3年経過した2019年度から任期中のまとめを目指し議会としての検証を行った。この検証も条例第24条の逐条解説で定められたものであり、今回の検証が今後の更なる向上を目指した経験となることを期待する。

議会基本条例検証等協議会の16人で協議し、全員が一致した項目を出し合い、課題、評価、改善案にまとめた。議会改革の議論の中では、議会報告会の回数を増やすことには至らなかったが、報告会を実践する中で、議会全体で報告会を持つ意味や価値が再認識されてきた。委員会ごとの報告会を持つ提案もなされており、今後は市内の各所での開催など拡充が期待される。この条例にも反映されることも視野に入ってきたと感じている。

## 市民といっしょにカエル会

今期の議会運営の議論の際に、基本条例の策定過程を振り返ることが多かったことから、非常に重要な議論を重ねてきた条例作りだったのだ、と改めて思う。検証作業については、条例策定時の議論を振り返りながら、時間をかけて一条ずつ見直す作業をすることが必要だったかと思う。また、市民とざっくばらんに語り合う場を何度か設定して、議会外からの意見を伺いながら、議会のあり方を見つめ直していくことがあってもいいと思う。次期の検証作業は、できるだけ早い時期から始めることが必要である。

## 緑・つながる小金井

今回の検証では、各会派が提案した検証項目に対し、各会派が○△×の評価をし、×がなかった項目の検証を行った。△や×にした場合でも理由が述べられていない箇所もあったが、○でない場合は必ず理由を述べることとし、論点を明らかにする方が良かった。

検証の手法やスケジュールなどの整理に時間を要することがわかったので、次に検証作業をする際は、改選後間もなく議論を始めることが必要と考える。

議会基本条例検証等の協議報告書		提出日:	2020年7月30日
		提案会派名:	緑・つながる
第2章	議会及び議員の活動原則	第3条	議会の活動原則
課題	多様な立場の市民の声を反映するため子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である。		
評価			
改善案	条文を追加。案として、8議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。		
協議の経過（主な意見等）			
2020年2月14日			
【論点】①何で規定するのか(条文or規則など)②条例の及ぶ範囲(議員のみor職員も含む)③環境整備の範囲(議員が介護や子育てを行う場合と議員本人への配慮が必要な場合)			
【意見の概要】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案に対する自民党・信頼と市民カエルの意見がよくわからないので教えて欲しい。(市民会議)</li> <li>・時間延長し、一定時間になると職員がタクシーを使わざるを得ない。傍聴者、議員も含め、概ねその時間で終わると良いと考えるが、持ち帰りたい。(自民党・信頼)</li> <li>・具体的な整備の想定は？介護・育児のための遅刻・早退・欠席は当然。そのために全体の審議時間を短くするべきではない。反対ではない。(市民カエル)</li> <li>・条文に理念を書き、実現するための運用規則を整えていく。条例にどこまで書くのかということはある。姿勢や取組として条例に位置付けることは必要。理念を載せるという点で、一致できるのではないか(市民会議)</li> <li>・整備の想定、会議規則第2条第2項に出産以外の介護や育児も入れてはどうか。条文に入れなくてもできる考えもあるが、条文に入れて姿勢を示すことが大切。(緑・つながる)</li> <li>・賛成の立場。議会基本条例第3条第3号にある「多様な市民～」と重複しないように考えたい。多様な意見の尊重と、育児介護等の環境整備は別テーマ。理念を入れるのに賛成。介護育児は、自分ではなく家族や周囲の人の事情だが、本人に特別な配慮が必要な方が議員になることも考えられる。限定せずに、議員が活動するために配慮、環境を整えるという文章にできれば。(こがおも)</li> <li>・基本的に賛成。深夜議会や議会の日程設定は職員にも影響する。議員だけでなく職員も含めた考え方でいくのかの整理が必要。理念を条文に入れ、細部は規則で定める。(情報公開)</li> <li>・賛成だが、条文に入れ込むかは検討すべき。条例はこのままでも、会議規則や例規で位置付けられる。議会基本条例に、議員の処遇に関する記述はない。条例に処遇までの環境整備を盛り込むのが適切なのか。持ち帰る。(日本共産党)</li> <li>・時代の流れも含めて、出産育児介護等に関し、条例に理念的な部分だけでも入れておいたほうが良い。(議長)</li> <li>・理念や環境整備は必要。どこまで及ぶのかが不明。議論を聞いていると、議会基本条例の条文は第3条ではなく第5条ではないか。(みらい)</li> <li>・条文の重複の整理が必要ということや、議員自身への配慮が必要なことも出てくることに同意。基本的な合意形成はできている。具体的なケースについて、皆で意見を出し合い、一致したことを、条文に入れるという考え方もある。(公明党)</li> <li>・方向性としては賛成できる。一致できる部分、載せる部分を共有し、次のステップに進めるのでは。(生活者ネット)</li> </ul>			
2020年3月19日			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派の意見として提案シートに「タクシーを使わずに職員が帰宅できるように」とわかりにくい文言を入れたが、削除させていただく。(自民党・信頼)</li> </ul>			
2020年6月10日(その1)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産への配慮は、どうなっているか？出産は育児の手前である。(公明党)</li> <li>・会議規則第2条に欠席届の規定がある。規定や規則でないところでの配慮が必要と考えている。(緑・つながる)</li> <li>・出産も入れて、出産・育児・介護とした方が良い。(こがおも)</li> <li>・条文に、個別の例を出すと外れたものは外れてしまう。現行の(言論の府にふさわしい議会運営)6項で包括的に入れた方が漏れがなく、条文としてふさわしい(市民会議)</li> </ul>			

## 協議の経過（主な意見等）

2020年6月10日（その2）

- ・改正条例第6号は、議会の運営の仕方、提案は環境整備なので分けて書くほうが整理できる。（こがおも）
- ・それも含めて第6号に包括できると考える。（市民会議）
- ・逐条解説に謳っていくという方法もあると考える。（公明党）
- ・環境整備が条文に入った場合、育児や介護を理由に欠席しますと権利の主張に捉えられるようになる可能性があるかと危惧する方がいる。“環境整備”ではなく“配慮するように”と変更しないか。（自民党・信頼）
- ・市民会議の考え方に同意。その場その場での対応は必要だが、細かく決めすぎるとしぼられることもある。熱があるときはどうするのか、など。24人それぞれ柔軟に対応できるような形を残しておいた方がいい。文言で決めていくことには無理が出る場合がある。（改革連合）
- ・条例に記述するので、具体的な中身を書くのではなく、環境整備と大まかなことを書き、具体は逐条解説で説明するのが良い。環境整備の中身は良いが、環境整備という条文が続くのはなじまない。例えば、議員の休暇や多様性に関する環境整備に努める。として、逐条解説で育児や介護等、多様性を認めあうと、する方が良い。議会の活動原則に入れるよりは、環境整備を起こして別に書いた方がよい。配慮するという文言は条例に出てこないの、努めるで良いと考える。（日本共産党）
- ・内容は良い。基本条例としての構成の仕方、ベテラン議員の意見はそうだなと感じる。何か良い方法があれば、前向きに考えたい。（みらい）
- ・障がいのある方の環境整備は、重要であると思う。議会の活動原則に、環境整備がいろんな感じで出てくるのは手前みそ的で、議員の待遇になってしまう。本来はそうじゃないと思っているので、うまくまとめられないか。共産党の言うように、環境整備を別におこしていくこともあるが、こと細かにということでもない。逐条解説として盛り込むものもある（市民カエル）
- ・中身については賛成。全会一致を考えると、別の章立てや逐条解説という形で議論していければと思う。盛り込めるような形で進めたい（生活者ネット）
- ・配慮を盛り込むことは賛成。逐条解説なのか条文なのか。現在の第3条は公的な仕事として、議会の活動原則ということで並んでいる。第4号、第5号と挿入するとすわりが悪い。第3条第2項を入れるのか、置き場所を考えると良い。（情報公開）
- ・他市で議会基本条例に入れているところがあるか。（公明党）
- ・埼玉県八潮市が、（多様性の尊重）と入れている。（緑・つながる）
- ・条例本文に載せるのか。逐条解説にという提案もある（委員長）
- ・共産党提案のように、条文には大まかに入れ、逐条解説に細かいことを書くのが良いと思う。漏れがないようにという指摘があるが、漏れがないように盛り込んだ。熱が出た場合など個人の中の変化ではなく、社会的不利益が生じないように、文言として入れたい。（緑・つながる）
- ・第3条に第2項を立てるという意見もあるが、いかがでしょうか。（委員長）
- ・第3条は議会の活動原則。提案は、個々の議員の尊重とすると第5条に入れる方がよいのでは、と問題提起。（議長）
- ・2月14日に同様の議論があり、第5条ではなく第3条だろうという結論に至っている。（緑・つながる）
- ・議会の活動原則というより、議員の活動保証。議員活動の環境整備として、1条起こす方がすわりが良い。（情報公開）
- ・条文に書きたい。条を起こすのも良い考えであると思う。（こがおも）
- ・誰もが活動しやすい議会と条を起こす。どんな立場の人でも活動しやすい議会。細かく規定すると漏れていくので、網羅されていると思うが、本人の体調や、持病がある人など、漏れがないようにしていきたい。（情報公開）
- ・反対意見は出ていない。表現の仕方、どうするのか。条項を増やすのは大きな決断。議会基本条例第1条の目的をどう達成するか、条文の全体像を理解した上で、増やすという理解は必要条文の構成上、議員の権利や多様性を入れ込んで他市事例があると判断しやすい。（公明党）
- ・他市事例を調べていて、探し出せたのが八潮市なので、これ以上は難しい。条文に入れることに反対意見はないか。（緑・つながる）
- ・理念は大切と思うが、条文にここまで細かい列挙はしない方がよい。条を増やすのか、項を増やすのか号を増やすのか、という話もあるが、改正条例第6号の言論の府の逐条解説に入れるのがふさわしい。（市民会議）
- ・第3条の項を増やすのはどうか。第2項に環境整備を入れる。（こがおも）
- ・条項を増やすことに全会一致していない。逐条解説の提案をしていただきたい。ロビー活動して一致する点が上がれば、具体的な検討ができる。（委員長）
- ・議員同士だけでなく、市民の多様性も配慮する必要がある。外国籍から日本国籍に帰化した議員がいる。人種や言語の壁もバリアとならないような文言を入れて欲しい。（情報公開）
- ・目的に対する位置付けは重要な指摘。活動原則がどういうものなのか考え直したい。障害者差別解消条例が制定され、議会も対応した方がよいという指摘はあったが、確定されていない。環境整備に何か盛り込めると良い。逐条解説というよりは、見える形の方が良い。（カエル会）
- ・趣旨は理解する。国会でも障がいのある方が議員になり環境整備が行われるようになってきている。小金井市議会でも、障がいや性のことも対応していく必要がある。議会基本条例に条文として入れるかどうか検討した方がよい。この条文だと、そのような方達が受け入れにくい形態になっているのかを議論しないと前に進まない。基本条例制定後の動きも含め、条例を考えていった方がよい。（副議長）

## 協議の経過（主な意見等）

2020年7月13日(その1)

- ・逐条解説で整理してこうという合意点になった。(委員長)
- ・前回、出産と宗教について記載をというご意見があったので追記した。(緑・つながる)
- ・条本文に入れなくても良いと考えているが不一致だった。この内容で良い。(情報公開)
- ・逐条解説という提案をした。年齢、性別、性自認までは良い。性的指向を入れるのはどうなのか。強い反対ではなく皆さんが良いならば良い。(市民会議)
- ・会派で話し合っていないが、個人的には提案の通りで良い。今の時代、性的指向も入れた方が良い。(自民党・信頼)
- ・言われてみると、表現の仕方がよりポピュラーな言い方がないものか。LGBTという表現もある。(公明党)
- ・性的指向という表現はあるが、“障害の程度”と合わせて提案会派から説明を求める。(市民カエル)
- ・多様な性の尊重がようやく認識されるようになった。性自認と性的指向は両方入れるのがバランスが良い。障がいの程度についても、配慮されるべきことなので入れた。(緑・つながる)
- ・性別でも包括されていると思うが、いかがか。(委員長)
- ・いわゆる男性、女性だけではない多様な性のあり方の尊重について文言に入れたい。他に良い表現があれば聞きたい。(緑・つながる)
- ・提案の通りで良い。性自認はどういう性の自認か、性的指向は同性愛等のこと。自治体のLGBTの取り組み、唐津市ではLGBT等(性的指向・性自認等について)と表明している。当然のことと思う。問題があることではない(日本共産党)
- ・参考までに、小金井市でパートナーシップ要項のパブコメをしている。その中にも、性自認や性的指向という言葉はある。(緑・つながる)
- ・多様な性の在り方に置き換えるのはどうか。(みらい)
- ・提案のままで良い。法務省HPにも、性的指向および性自認を理由とする偏見や差別をなくしてこうとある。どちらかが欠けてもバランスが取れない。並べて書くことが必要。(こがおも)
- ・議会基本条例、例えば一人会派の尊重、整理されているのでわかる。出産・育児・介護は会議の出席について、障がいは部屋の作り方などの配慮。この部分、ルール上の制限されていること、男女で何か区別がある訳ではない。トイレの配慮はあるかもしれない。定めたことで今ある障壁がなくなるのか。象徴とするのか。議会基本条例で整理することがすっきりしない。うたっておくことは必要。多数がこれで良いならそういう納め方もある。(委員長)
- ・出産・育児・介護は物理的時間が取られる。年齢、性別、障がい、文化的は、多様な意見の尊重にかかると思う。性的指向は、内面的な問題。タバコの好き嫌いは無視されるのか。タバコの嗜好と違うが、自認と志向は違う。(市民会議)
- ・委員長の質問は、性自認や性的指向として環境の整備が必要か？ということか。(緑・つながる)
- ・自分は自然に受け入れている。ここにうたうほど区別があるわけではない。議会意思として象徴的にのせたいということならわかる。入れないから困っている訳ではない。入れたからといって、大きく変わるものでもない。(委員長)
- ・トイレのこともあるが、当事者の立場から見たら改善が必要なこともある。象徴的ということもある。当事者の方が入った時に、後ろ盾となる文言を残しておきたい。(緑・つながる)
- ・政治倫理条例と議会基本条例との区分け。政治倫理条例に盛り込みたいと思う。議会基本条例に盛り込むことは、議会の活動原則。今の議論は境界が曖昧。大きい意味での政治倫理条例に盛り込んでいくと良い。(改革連合)
- ・大枠、これで良い。性自認・性的指向の表現について、調整してみてもどうか。(公明党)
- ・障がいの有無や程度や文化的な違いと、「や」でつなぐところは変えると良い。(カエル会)
- ・提案の通りで良いが、セクシャリティという言葉がある。幅広い概念。(情報公開)
- ・まとまる形に調整する方向で進めていただいても良いか。(委員長)
- ・疑問の声が出た。説得する言葉があるので、提案会派が説明し、ここでの議論が必要。(市民カエル)
- ・説明はしたつもりでいる。相手が納得する、しないまでは力が及ばない。(緑・つながる)
- ・セクシャリティという文言の提案。LGBTではなくSOGIという表現もあるが、認識が広まっていないので、日本語に入れたい。「や」でつなぐのがおかしい点はその通り。違う表現にする。(緑・つながる)
- ・落とし所を見つけられると良い。この部分はパッと入ってきた新しい流れではあるが、前向きな考え方や他の考え方もある。議論するにも時間がかかる。(委員長)
- ・委員長のまとめで良い。検討する時間がかかる。(自民党・信頼)
- ・一旦、これで再度検討。意志の疎通を各会派でとっていただく。(委員長)
- ・性自認や性的指向という文言は難しいので他の表現にするというまとめか。(緑・つながる)
- ・入るかどうかも、いまこの時点では決められないので、譲歩策を作っている。(委員長)
- ・当初提案にプラスされ提案された。絶対ダメではない。新たな内容の投げかけ、即刻、黒白決められない。新しい投げ込み。温度差がある。時間をかけて調整したらどうか。(公明党)
- ・今日、投げ込んだ訳ではない。いろんな意見があるのはわかる。今後の進め方に迷う。時間をかけて考えるというのは、どう進めて良いかが整理できない。(緑つながる)
- ・落とし込めていない会派と個別にお話をさせていただきたい。(委員長)
- ・当初の提案の問題提起からの落とし込み方がすっきり入ってこない。性自認・性的指向は取った方が、決着はつけやすい。問題提起からあれば心構えができる。最後のまとめで、出てきた。最初の提案姿勢とずれていない。(公明党)

協議の経過（主な意見等）
<p>2020年7月13日(その2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最初の提案と違うのはその通り。議論をしていき経過で、意見が出てきたという経緯がある。議論によって変わってきた。無理くり入れようとも思っていない。合意は大切。「多様な性のあり方」というご意見があったが、反対や懸念の声があれば聞きたい。年齢や性別・多様な性のあり方、障がいの有無や～(緑・つながる)</li> <li>・細かいところまで決めるがどうか。人種も入れなければいけないのでは？在職中に、認知症になったらどうする？大きなところを書いておく。(改革連合)</li> <li>・議論の中で、性や障がい、文化的違いのことも出てきたので、ある程度合意されていると思っている。文言の議論になっている。これで良いと思うが、“性の多様性”で合意できるなら検討を。(日本共産党)</li> <li>・逐条解説は、条を追って書くものだが、抑えになる条文がない。逐条解説のあり方の議論が必要。条文に整理した方が良い。問題提起する。(情報公開)</li> <li>・3号・4号の逐条解説と理解しているので、このままで良い。「年齢や多様な性のあり方、障がいの有無や程度、文化的な違い」なら前向きな形で合意できる。(市民会議)</li> <li>・いままでの議論をベースに会派で確認する。(公明党)</li> <li>・皆が良いなら、良い。(改革連合)</li> <li>・障害者差別解消条例ができたところで、議会としての議論が必要。今回、条例の本文に無く、逐条でまとめるのはあまり良くない。今後、条文で分かる整理が必要。(市民カエル)</li> <li>・4号の主語は「会派」、尊重すべきは「意見の違い」だけになっている。「すべての議員」「個性の違い」と改正したうえで、逐条解説が入れば良い。整合性をとる工夫が必要。(情報公開)</li> <li>・本来は、条を立てるのが良いと思う。協議報告書に残して、次の検証では、条文を起こすという経過を残して、申し送りをする。今回、条は起こせないということにならざるを得なかった。(日本共産党)</li> <li>・「会派」を「議員」に変え、「意見」を「個々」とするのはどうか。どうしてもまとまらなければ申し送りを。(情報公開)</li> <li>・4号の言論の府にふさわしい議会運営に努めることに持っていくに当たって、文言の確認が必要。意見の違いを尊重し、会派を組んでいるので会派として、議会運営に努めようということ。あまりたくさん入れるとわかりにくい。ほどほどの内容で決着しないと広がりすぎて厳しい。(公明党)</li> <li>・条文に入れた方が良いという考え。情報公開の提案に賛成。(こがおも)</li> <li>・情報公開の指摘、その通り。個々の違いで包含される。(生活者ネット)</li> <li>・情報公開と公明党の意見で、行かざるを得ない。それで良い。(改革連合)</li> <li>・公明党の見解に近い。情報公開の考え方も許容の範囲。(市民会議)</li> <li>・4号の取り扱いも持ち帰りにする。全会一致にならなければ、号の修正は申し送り。逐条は「年齢や多様な性のあり方、障がいの有無や程度、文化的な違い」で持ち帰り。障がいの有無や程度は必要なのか、意見がなければ良い。(委員長)</li> <li>・法文チェックが必要。(情報公開)</li> <li>・事前に、事務局から賛否を聞き、スムーズにいくようにする。(委員長)</li> </ul>
持ち帰りとなった内容
<p>2020年2月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条文案と逐条解説案のたたき台を提案会派が用意する。(緑・つながる)</li> <li>・提案に対する会派の意見を持ち帰る。(自民党・信頼)</li> </ul> <p>2020年6月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案会派が逐条解説案を用意する。</li> </ul> <p>2020年7月13日</p> <p>次の内容を持ち帰る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・逐条解説案②の文言について</li> <li>・条例第3条第4号を逐条解説の改正案に合わせて改正する。</li> <li>・逐条解説案②の文言が一致し、条例第3条第4号を逐条解説の改正案に合わせて改正することが不一致となった場合、今回の議論の経過を次回の検証作業に向けて申し送る。</li> </ul>
提案・報告事項
<p>2020年6月10日</p> <p>&lt;資料提出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条文改正案(緑・つながる)</li> </ul> <p>2020年7月13日</p> <p>&lt;資料提出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・逐条解説改正案(緑・つながる)</li> </ul>

議会基本条例検証等の協議報告書		提出日:	2020年 9月14日
		提案会派名:	みらい、こがおも
第3章	市民と議会の関係	第11条	広報活動及び広聴活動
課題 評価 (No. 3)	広報及び広聴活動について、一定の改善はあったが充実には至っていない。	改善案 (No. 3)	広報協議会での議論を前進させたい。
課題 評価 (No. 9)	逐条解説で「広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議」とある。	改善案 (No. 9)	個別に「議会改革」として提案・協議はしているが、議会として「広聴のあり方」は体系立てて話合っていないと思われる。この逐条解説で書いてあることをどのように解釈すればよいか確認したい。(こちらの意図は、小金井市議会としての「広聴のあり方」について条文に沿って改めて整理して協議して欲しいと思っています)※条例策定時は時間切れで議論が不充分だったように思う。
協議の経過(主な意見等)			
<p>2020年2月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的に申し上げますと、広聴活動については充実させる必要あるのではないかと。(みらい)</li> <li>・当会派提案のNo.9もこの項目と一緒に議論したい。条例制定時は時間切れで協議が不十分であったと思うので、議会として体系的な広聴の在り方を整理するための協議をしたい。(こがおも)</li> <li>・全条文のチェック表も作る予定。チェックの中で運用の問題として整理してはどうか。(座長)</li> <li>・広聴活動は引き続き議会運営委員会で協議をするということになっているが、どう考えるか。(こがおも)</li> <li>・広聴部門は線引きができていない、どこで協議するかが明確でない。(情報公開)</li> <li>・広報協議会の発足時に、広聴は入れないということだった。(座長)</li> <li>・条例・逐条解説に不備があったら本協議会で協議する、この条文がしっかりできていないじゃないか、ということは別のところで協議すべきなのでは。本協議会での取り扱い方を整理すべきだ。(市民会議)</li> <li>・条文の運用ができていない、できていないという所までは本協議会。それではどう運用すべきかは別のところ。このような整理でいかがか。(座長)</li> <li>・それでよいと思う。(情報公開)</li> <li>・それでは、2つ目の柱で「広聴の在り方」を整理することにしましょう。(座長)</li> </ul> <p>2020年8月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴活動についてどう協議していくか、方向性を出しておきたい。(座長)</li> <li>・傍聴者アンケートや議会報告会でもアンケートしているが、返し方をどうするか。というような部分が検証されていないという事実を述べてまとめとするのはいかがか。(市民カエル)</li> <li>・市長へのEメールのようないつでも誰でも質問できる体制が議会にも必要ではないか。広い意味での広聴として、市民参加の(議会の)附属機関も検討してはどうか。広聴活動が促進されていないので、来季に向けては広報協議会で広聴部門を所管するかなど調整を。(情報公開)</li> <li>・広聴については条例制定時にまとまらなかったはず。誰が返事してどう答えるかが一致しなかった。現状の議会基本条例では市民の意見は議員個人で聴くことになっている。論点整理を広報協議会で検討し、次期に申し送ることはいかがか。(日本共産党)</li> <li>・議会運営委員会から広報協議会に協議を依頼するのが良い。(情報公開)</li> <li>・本協議会でこういう意見があったということを、まず議会運営委員会に報告して、今期の結論を出してもらうようにしましょう。(座長)</li> </ul>			
持ち帰りとなった内容			
提案・報告事項			